(二) 解雇ノ日ヨリ一ケ月内ノ労働ハ之ヲ保證スルコト
(三) 解雇後十日ニ食料ノ配給ノ保證スルコト
如シトモ勤労者ノ退去者ノ手當ハ退去ノ際之ヲ給スヘク尚ヘ
未タ一同ハ之ニ納得セシ目下前年分千九百円ニ対シ解雇
提出方勧誘中ニシテ今明日中ニ解決ヲ見ルニ至ル
ト認メラル

財團法人 協調會

事 13. 3. 28
63

三月廿四日分

足尾銅山労働者解雇ニ関スル追報

一、被解雇側ニ於テハ石山實次、高橋長吉外、各職場代表者ノ三
名ハ本月二十二日係ニ本件ニ付会見シタル模様
業者側ヨリ七三名ノ解雇者並其ノ他ニ関シ協議シタ
ル結果従前其ノ一千九百円及其ノ他従来ノ如ク勤続ニ
付日數ニ依リテ七千九円ヲ見込ノ額ニテ支払ハ外七十五名
解雇者ノ中ノ選択ニ付テ二十三日懲業者ト交渉ス
二、前記第七十五名中ニハ一日ニ早ク退去シ他ニ転業セル者ノ
職場ニハ家財道具等ノ整理ニ着手シタル者等アリ
懲業者ニ於テハ目下其ノ後労金額ノ調査中ニシテ其
中勤続三年ニ満タサル者ニ勤務手當ヲ受クル
資格ナキ者七名三年以上ニ満タル勤続七年ノ手當額増セント